

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社グループの社会的価値の向上を図り、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーの方々から支持と信頼をいただくために、コーポレート・ガバナンスの充実が経営の最重要課題のひとつと認識しております。また迅速な経営情報開示により、経営の透明化を確保するとともに、各種委員会の設置、社内規程の充実を図り、コンプライアンスの徹底に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ユニー株式会社	21,994,126	53.86
UBS AG SINGAPORE	1,651,000	4.04
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,247,217	3.05
さが美共栄会	1,206,312	2.95
株式会社セディナ	854,000	2.09
第一生命保険株式会社	810,000	1.98
日本生命保険相互会社	411,375	1.01
三菱UFJニコス株式会社	384,093	0.94
さが美社員持株会	313,720	0.77
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	308,960	0.76

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	ユニー株式会社 (上場:東京、名古屋) (コード) 8270
--------	--------------------------------

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社であるユニー株式会社とは一部の店舗の賃貸借を受ける関係となっておりますが、商品の仕入、販売等の基本的な運営に関しては独自の判断で行っており、当社取締役会は当社の企業価値および株主価値を最大化することを目標に経営を行っております。

一方、当社は、ユニーグループに属することのメリットを享受するとともに、グループ全体のコーポレート・ガバナンス体制を高めるため、「グループ経営管理委員会」およびその下部組織である「グループ内部統制分科会」等に参加しております。また定期的に開催される「グループ監査連絡会」に当社監査役が出席することにより、グループ内の内部統制システムの有効性についての監視体制を整備しております。

当社子会社に対しては、部門総括である経営政策部門が当社グループ全体の内部統制を含めた経営全般の管理・監督を行っており、また内部監査部門は子会社を含むグループ企業を監査対象とし、年間計画に基づき内部監査を実施しております。

なお、子会社へは非常勤の取締役および監査役を派遣し、管理・監督を行っております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
越田次郎	他の会社の出身者	○						○		

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
越田次郎		親会社の常務取締役常務執行役員 経理財務部担当	親会社ユニー株式会社の常務取締役常務執行役員経理財務部担当としての経験を活し、当社の経営全般に対して助言いただくことで、経営体制が更に強化できると判断し選任しました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

当社は、内部監査部門として、企業グループを監査対象とする社長直属組織の「監査室」を設置し、4名の専任スタッフを置いて経営会議で承認を受けた年間監査計画にもとづき、社内各部署、事務所および直営店舗の業務監査が適正・適法・効果的に行われているかの監査を定期的に実施しております。
 監査結果は全ての取締役ならびに部長に報告され、指摘項目は各事業部長によって是正され、監査室あて改善報告がなされることになっております。
 監査役監査は、監査役会において年間監査計画が策定されたうえ、会計監査と業務監査が遂行され、その結果について監査役会で合議の上、必要とされた事項は取締役会もしくは担当取締役に報告されます。なお、監査役には社内通報制度上の通報内容も倫理委員会を通じて報告される体制となっております。
 また、監査の連携として、監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、報告を受け意見交換するなど会計監査人の業務遂行の適正性を確認しております。一方監査室は、会計監査人の監査計画ならびに監査結果の監査役向け報告会に同席しており、内部統制に関する事項や会計に関する部分などについての情報交換を会計監査人と実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
吉田龍美	他の会社の出身者	○			○			○		
田中達美	公認会計士								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) **更新**

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
吉田龍美		親会社の常勤監査役	株主価値の最大化を目指す観点から、当社の企業価値の向上を図り、取締役の業務執行の適法性を監査・監督を行うことを期待し選任しました。
田中達美	○	公認会計士	公認会計士として財務および会計に精通されており、その高い識見と幅広い経験を当社の監査に活かしていただくためです。 また特定関係事業者の業務執行者や多額な取引のある関連当事者等に該当せず、常に公認会計士として公的な立場から監査・監督ができると判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

各取締役の具体的な報酬金額については、事業年度における各取締役の業績・会社への貢献度合に応じて、毎年見直しを行っております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

【取締役および監査役の報酬等の額】

前事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額および員数

取締役5名 41,069千円

監査役3名 12,090千円

(注)上記のほか、使用人兼取締役の使用人給与相当額 15,744千円を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社総務人事部門にて社外取締役(社外監査役)に対し、取締役会日程および議案を早期に通知しております。これにより、社外取締役(社外監査役)が議案に関する情報を事前に収集できる体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の経営上の意思決定は取締役会において行います。取締役の人数を適正規模(5名)とすることで、総合的な観点から意思決定を行うと同時に、執行役員制度を導入して、日常の業務執行に関する主要な決裁権限を執行役員に委譲し、業務執行のスピードアップを図っております。また、取締役と執行役員からなる経営会議において、経営上の課題に対して十分に協議を行い、取締役会における経営上の意思決定の補完および業務執行状況の監督を行っております。取締役会および経営会議は毎月1回を定例会議とし、必要な場合には臨時に開催しております。

取締役候補者の選任については、人格・識見・実績を勘案し、取締役会において決議の上、決定しております。またユニー・グループ全体の内部統制に関わる監督とその実効性を鑑み、親会社ユニーの取締役1名が当社の社外取締役を兼務しております。

監査については、内部監査、監査役監査、会計監査人監査を行っております。内部監査については、企業グループを監査対象とする社長直属組織の監査室を設置し、4名の専任スタッフを配置して、経営会議で承認を受けた年間監査計画に基づき、社内各部署、事務所および直営店舗の業務遂行が適正・適法・効果的に行われているかの監査を定期的実施しております。また監査結果は全ての取締役ならびに部長に報告され、指摘項目は各事業部長によっては是正され、監査室あて改善報告がなされることになっております。

監査役監査については、監査役会において年間監査計画が策定されたうえ、会計監査と業務監査が遂行され、その結果について監査役会で合議の上、必要とされた事項は取締役会もしくは担当取締役に報告されます。また、社外監査役2名を含む3名の監査役を配置した監査体制とし、取締役会をはじめとする社内の重要会議に出席することによって、会社の経営計画、コンプライアンスやリスク管理全般などに関する報告を受け、公正な立場から意見陳述するとともに、取締役、執行役員業務執行を厳正に監査しております。また、社外監査役を2名配置することにより、透明性を高めております(社外監査役のうち1名は独立役員です)。

また内部統制システム構築の基本方針の中に「監査役(監査役会)は、監査部門もしくは他に所属する使用人に対し、自らの職務執行のために必要となる事項を命ずることができる。この場合、当該使用人は、その命令に関し、監査部門長並びに担当取締役の指揮命令を受けない。」と定め、監査役の機能強化を図っております。

会計監査人については、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。監査役会は会計監査人との間で監査計画の確認を行うとともに、四半期末に当社および連結子会社等の監査結果の報告を受けており、監査室も会計監査人との相互連携を図っております。指定有限責任社員、業務執行社員として当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、永田昭夫、新家徳子の各氏であり、いずれも当社との利害関係はなく、永田、新家の両氏の継続監査年数は7年以内です。また当社の監査業務にかかる候補者は公認会計士12名、その他8名で構成されております。

当社は日々、担当部署がリスク管理を行いますが、リスク管理規程のもと経営トップが議長を務める「リスク管理委員会」にて企業全体の統制、対策を行う体制となっております。またより専門的な内部統制を行うために「倫理委員会」「情報管理委員会」「安全衛生委員会」「財務報告内部統

制委員会」を設置し、リスク管理委員会と連携しながらコンプライアンスの徹底に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会、監査役会、会計監査人という基本的な機関設計に加え、より専門的見地から内部統制を行うため、「リスク管理委員会」ならびに「倫理委員会」「情報管理委員会」「安全衛生委員会」「財務報告内部統制委員会」を設置し、これらが連携することによって、より多方面からリスクが検知され、かつ、より適正・迅速な対策が構築可能であるとして、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	2月決算のため、毎年5月半ば頃に開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信と株主通信をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営政策室と法務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動指針として「お客様とのお約束」「お取引先様とのお約束」「株主様とのお約束」「従業員とのお約束」を全社員に浸透徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社会貢献活動としては、特定非営利活動法人「和装教育国民推進会議」へ参加しており、また、大規模災害発生時には緊急支援募金活動に取り組んでおります。また地元の公益財団法人による音楽芸術の振興の支援や、環境保全団体に加入し市の事業にも取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報開示については、「社会に対して開かれた存在であることが社会から支持される企業の条件である」との考え方のもと、法令・制度に基づく適正な開示を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【内部統制システム構築の基本方針】

- 取締役及び使用人の職務の遂行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1)職務の執行にあたり遵守すべき行動規範を定め、取締役及び使用人に対し周知する。使用人が業務上遵守すべきルールは、基本規程に定めるとともに、業務を所管する各部署が規則・業務マニュアルを定め、その徹底を図る。
 - (2)法務担当が中心となり、販売活動をはじめとしたコンプライアンス推進のための活動・教育を実施する。また取締役社長直轄の監査室は、コンプライアンスの遵守状況について定期的に確認し、取締役社長及び担当取締役に報告する。
 - (3)コンプライアンス上疑義がある行為については社内通報制度に基づき、使用人及び取引先から通報を受け、取締役社長を議長とした倫理委員会で迅速な調査・対応を行うとともに、法令・ルール違反には社内規程に基づき厳正に対処する。
 - (4)取締役は、重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実が発生した場合は、直ちに監査役に報告するとともに取締役会に報告し、是正を行う。
 - (5)反社会的勢力との関係を遮断するために、警察、弁護士等の外部機関との連携を強化するとともに、不当な要求への対策をマニュアル等で示し周知する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1)取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書（電磁記録を含む）に記録し、文書管理規程に基づき適切に保存・管理し、取締役及び監査役は、常時これらの文書閲覧ができる。
 - (2)文書管理規程は総務担当部署がこれを所管し、制定・改訂にあたっては取締役会の承認を得る。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)リスク管理体制の構築を目的に、リスク管理規程を定める。また、業務の所管部署毎に業務マニュアル・ガイドライン等を作成、整備し、発生が予測されるリスクの防止・低減を図る。
 - (2)取締役社長を議長とするリスク管理委員会を設置し、全社的なリスクの把握を行うとともに、リスクの回避・低減のための対策の実施、監視及び改善等の活動を展開する。
 - (3)不測の事態発生時は、取締役社長から全社に通達するとともに、危機管理対策本部を設置し、被害を最小限に抑えるため迅速かつ適切な対応を行う。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)経営的的確かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会のほか、取締役、及び各部署長で構成される経営会議を定例開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行う。
 - (2)取締役は、業務分掌規程、職務権限規程並びに決裁権限規程に基づき、職務の効率的な執行を図るとともに、主要な会議において職務の執行状況と課題の解決策・改善策の報告を行い、経営目標の達成に努める。
- 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1)グループ各社の経営責任者で構成するさが美グループ経営会議を定例開催し、グループ方針の確認、各社の経営状況の把握、その他グループの重要課題の検討を行う。
 - (2)グループ全従業員を対象とする通報制度「ユニーグループヘルプライン」を設置し、コンプライアンス問題の早期発見と不正等の未然防止を図る。
 - (3)取締役社長は定期的に開催されるユニーグループ経営会議に出席し、グループ方針の確認、グループ経営に影響のある経営課題の協議並びに報告等を行う。また業務・管理担当役員等がユニーグループ経営管理委員会及び実務を担う内部統制分科会に出席し、グループ内部統制の検討と整備状況の報告を行う。
 - (4)監査役は定期的に開催されるユニーグループ監査役連絡会に出席し、グループ内の内部統制システムの整備状況と運用状況について報告、検証を行う。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立に関する事項
 - (1)監査役（監査役会）は、監査部門もしくは他に所属する使用人に対し、自らの職務執行のために必要となる事項を命ずることができる。この場合、当該使用人は、その命令に関し、監査部門長並びに担当取締役の指揮命令を受けない。
- 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - (1)取締役及び使用人は、監査役（監査役会）に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、職務の執行状況、内部監査の実施状況、社内通報制度に基づく従業員・取引先からの通報状況及び内容を、速やかに報告する。
- その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1)取締役及び使用人は、監査役（監査役会）の求めに応じ、その職務遂行に協力する。また、監査役は当社の主要な会議に出席し、経営上の重要課題について説明報告を求められることができる。
 - (2)取締役社長は、監査役、監査法人との定期的な意見交換会を開催する。

【内部統制に関する整備状況】

- 職務の遂行が法令および定款に適合することを確保する体制づくりのため、基本規程（規程管理規程等）、組織規程（職務分掌規程等）の他、法務、総務、人事、業務、経理、情報システムに関する規程を制定し、また、それらに付随する各種マニュアルやガイドラインを整備し、浸透徹底を図っております。
- 当社の全従業員が遵守すべき法令や社内規程を「コンプライアンステーマ」として取り上げ、関係部署がその周知徹底を図っております。また法務担当部署が、定期的に「コンプライアンス通信」を発行し、販売活動をはじめとしたコンプライアンスの推進を行っております。
- 社内送達文書（通達および連絡）については、その形式や記載事項（発信年月日、受信者、取扱制限、保管期間、施行日等）、管理・保管方法を文書管理規程で定め、浸透徹底を図っております。また簿書については、セキュリティ管理が整った専用施設で管理され、所定の保存年数が経過後、機密書類として溶解処理を行っております。
- リスク管理規程のもと、経営トップが議長を務める「リスク管理委員会」にて企業全体の統制、対策を行う体制となっております。また新たに生じた危機に対しては、経営トップが速やかに全社に通達し、リスク対策本部を設置することとなり、その際には、再発防止を図るべく、調査委員会を発足する体制を備えております。
- 内部通報制度として、本社（倫理委員会）および社外（業務委託）にヘルプラインを設け、従業員および取引先への周知を図っております。

6. 内部監査部門が、監査役および会計監査人との連携を取りながら、監査の結果を随時経営マネジメントに報告する形に加えて、「倫理委員会」「情報管理委員会」「安全衛生委員会」「財務報告内部統制委員会」がよりコンプライアンスを徹底するために、課題の把握とその迅速な解決・対応に努めております。

7. 監査役は、取締役会、グループ経営会議、経営会議、リスク管理委員会等、当社の主要な会議に出席しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

- (1) 警察や関係機関(暴力追放推進センター等)、弁護士などとの連携を強化し、反社会的勢力との関係を一切遮断します。
- (2) 本社に不当要求防止責任者を選任しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

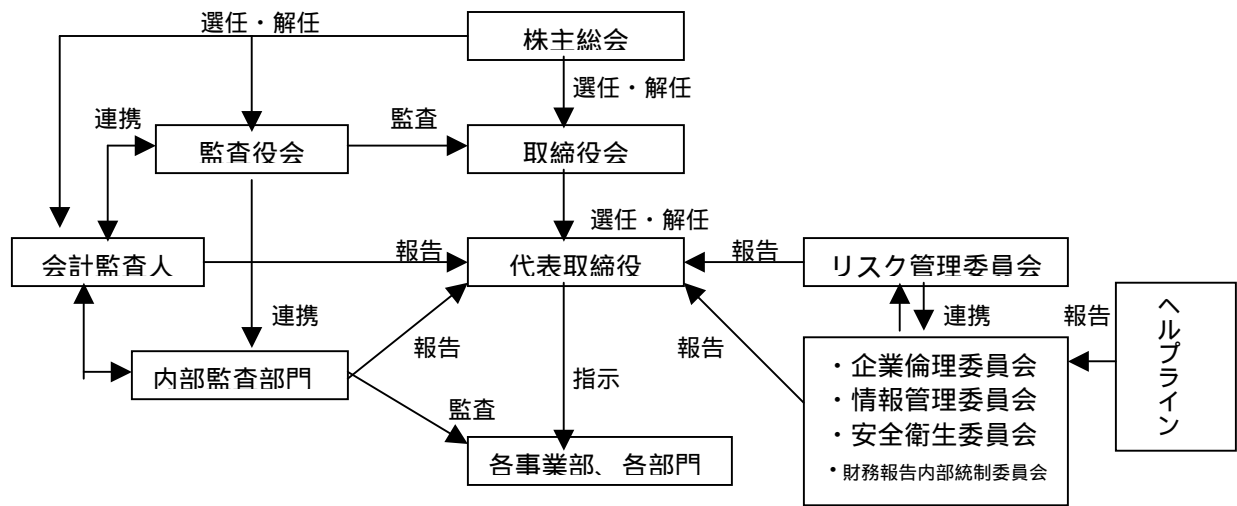
1. 情報開示に対する基本的考え方

- (1) 当社は、株主・投資家に対して、東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の適時開示等に関する規則」に従って、当社およびグループ会社に関する重要事実等の情報の開示を適時且つ適切に行います。
- (2) 当社は、コンプライアンスの徹底、経営の透明性確保に努めます。
- (3) 当社は、株主・投資家をはじめとするステークホルダーに対して、重要事実以外の事項についても資料投函、自社ホームページへの掲載などタイムリーな情報開示の実現に努めます。

2. 適時開示に係る社内体制

- (1) 重要な経営関連情報、財務情報は取締役会へ適切に付議・報告を行う体制となっております。
- (2) 会社の決定事実および発生事実などの重要事項については、事前に取締役会事務局である総務人事部から情報開示担当部署である法務部に事前照会があり、適時開示要件を満たす事項については、取締役会にて承認可決後、法務部が速やかに適時開示手続をとっております。
- (3) 連結子会社に関する適時開示すべき情報については、グループ各社から経営政策室へ報告する体制となっております。
- (4) 株主・投資家への適時適切な会社情報の開示を行うために総務人事部・法務部が連携して情報の網羅性、正確性、適時性を確認し、迅速かつ公平な情報提供ができる体制を構築しております。

《内部統制の仕組み》



< 適時開示の社内体制図 >

